

福山市立遺芳丘小学校  
スクールバス・タクシー運行業務委託  
仕様書

2026年（令和8年）2月26日

福山市教育委員会事務局

学校教育部 学事課

## 1 業務の概要

### (1) 名称

福山市立遺芳丘小学校スクールバス・タクシー運行業務委託

### (2) 目的

本業務は、福山市立遺芳丘小学校に在籍する東村地域の児童の通学手段を保障するものとして、スクールバス・タクシーの運行業務委託を締結し、児童の通学の安全を図ることを目的とする。

### (3) 業務の範囲

本調達の内容及び範囲は「3 運行経路、運行時間及び使用車両等」のとおりとする。  
ただし、業務の状況によって、対象範囲に変更が生じる可能性があるため、受注者は柔軟かつ誠実な対応を行うこと。

### (4) 業務の期間

2026年（令和8年）4月1日から2029年（令和11年）3月31日までの3年間とする。年間運行延べ日数は、205日（夏季休業日の登校日等、基本日以外を含む）とする。

委託する基本日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日（休日）、夏季・冬季・学年末休業日を除く毎日とする。ただし、基本日以外の学校行事、プール開放、その他学校が児童を登校させる場合は、事前に本校からの連絡を受け、運行するものとする。

## 2 前提条件

受注者は、委託業務の開始日において、一般旅客自動車運送事業のうち一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている者であること。

## 3 運行経路、運行時間及び使用車両等

使用する車両は、ジャンボタクシー（乗車定員10人以上（乗務員を含む））と小型バス（21人乗り以上（乗務員を除く））とする。

【ジャンボタクシー（乗車定員10人以上（乗務員を含む））】 ※登校時のみ使用

	便名	出発地～行先	発車時刻	所要時間	走行距離	乗車児童数
登校時	ルートA	宗政クラブ～遺芳丘小学校	7:45	15分	3.8km	6人
		合計		15分	3.8km	

【小型バス（21人乗り以上（乗務員を除く））】

	便名	出発地～行先	発車時刻	所要時間	走行距離	乗車児童数
登校時	ルートB	旧唐木バス停留所～遺芳丘小学校	7:40	15分	4.2km	14人
下校時	早便 全乗降所 経由	遺芳丘小学校～宗政クラブ経由 旧唐木バス停留所	15:00	24分	6.1km	※最大 20人
	(回送)	旧唐木バス停留所～遺芳丘小学校	-	10分	2.1km	-
	遅便 全乗降所 経由	遺芳丘小学校～宗政クラブ経由 旧唐木バス停留所	15:50	24分	6.1km	※最大 20人
		合計		73分	18.5km	

※下校時の乗車児童数は、学年の組み合わせや放課後児童クラブの利用等により変動する。  
また、発車時刻も時間割や行事等により変動する。

※原則、下校時は、遺芳丘小学校を 14:15 発、15:00 発、15:50 発の 3 つのパターンの内、  
14:15 発と 15:00 発の 2 便運行または、15:00 発と 15:50 発の 2 便運行のいずれかとする。  
ただし、行事等により変動する場合がある。

※一斉下校時も小型バス 1 台で、全乗降所経由とする。

(一斉下校は、2025 年度は年間 23 回)

#### 4 業務内容の変更方法

- (1) 校長は、毎月の予定表を前月に受注者に提出する。
- (2) 学校行事等の都合により予定表の変更を依頼する場合は、校長から受注者に連絡する。
- (3) 登校時、欠席等により乗車予定児童が乗車しない場合は、当該児童の保護者から受注者に連絡する。
- (4) 下校時、下校手段の変更等により乗車予定児童が乗車しない場合は、校長から受注者に連絡する。

#### 5 業務条件（運行上の条件）

- (1) 受注者は、常に関係法令を遵守し、安全な運行を図らなければならない。
- (2) 座席は、原則一人 1 席（シートベルト着用）とし、児童数に応じた車両を運行すること。
- (3) バス及びジャンボタクシーの前面にスクールバス・タクシーであることを表示し運行すること。
- (4) 発注者から受注者に提供された児童名簿について、受注者は委託業務の範囲でのみ利用し、個人情報扱いには細心の注意を払うこと。
- (5) 受注者は、運行の度に、児童名簿をもとに乗車予定児童の確認を行うこと。また、各便の最終乗降所到着後には全ての座席を目視にて、児童が降車していること、忘れ物がないか等の確認を行うこと。
- (6) 乗務員を受託業務に従事させる際には、乗務員に受注者が交付する乗務員証を携行させ、発注者または校長から提示を求められた場合は、提示すること。
- (7) 業務中は、児童を送迎するという業務の趣旨をふまえ、言動には十分留意すること。
- (8) 業務中は、緊急事態発生時に適切な措置を講ずることができるよう、受注者は携帯電話等の連絡機器を常備すること。
- (9) 受注者は、運行中に交通事故その他の事故が発生した場合は、法令の定める措置をとり、直ちに校長に報告し、事故の処理を行うこと。

#### 6 委託料に含まれる費用

委託料には次の費用が含まれる。

- (1) 車両借上料
- (2) 乗務員の賃金
- (3) 燃料費
- (4) 保険料
- (5) 事故に関する一切の費用
- (6) その他（内外装の清掃費、消耗品費等）

#### 7 任意保険

次の任意保険に加入し、保険証書の写しを発注者に提出すること。

- (1) 対人賠償保険 無制限
- (2) 対物賠償保険 1, 0 0 0 万円
- (3) 車両保険 時価額

## 8 運行業務報告

- (1) 受注者は、毎月の業務が終了したときは、遅滞なく、スクールバス・タクシー運行業務委託報告書（月別報告書）を発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、毎月、業務を完了したときは、遅滞なく業務委託完了通知書を発注者に提出しなければならない。

## 9 委託料の支払い

- (1) 業務委託料は、原則として毎月支払うものとし、各月分の請求を受けた日から起算して30日以内に支払う。
- (2) 受注者が発注者の要請により、バスについて、この契約の基礎となる走行時間及び走行距離を超える運行を行った場合は、1日ごとに、時間あたり運賃、キロあたり運賃を基に精算することとする。また、受注者が発注者の要請により、ジャンボタクシーについて、この契約の基礎となる走行距離を超える運行を行った場合は、1日ごとに運賃を精算することとする。
- (3) 受注者が発注者の要請により、バスについて、205日を超える運行を行った場合は、当該超過日数に日車時間運賃額と日車キロ運賃額の合計額を乗じて算出される運賃料金を精算することとする。また、受注者が発注者の要請により、ジャンボタクシーについて、205日を超える運行を行った場合は、当該超過日数に運賃額を乗じて算出される運賃料金を精算することとする。

## 10 その他

- (1) 児童数の変動等により、乗降所・路線等の見直しが必要となった場合には、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。